

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第 26 号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 7. 27.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

## 在外国民が参加できる選挙

☞ 住民登録をしておらず、国内居所申告もしていない在外国民が居住している外国で選挙権を行使できる選挙は次の通りです。

- 大統領選挙
- 任期満了に伴う比例代表国会議員選挙

☞ 住民登録をしている国外一時滞在(予定)者と国内居所申告をした在外国民が外国で選挙権を行使できる選挙は次の通りです。

- 大統領選挙
- 任期満了に伴う国会議員選挙(比例代表、地域区)

### [在外国民選挙権行使の範囲]

在外国民	参加できる選挙
国内に住民登録がされているか 国内居所申告をした者 ⇒ 国外不在者申告対象	<input type="checkbox"/> 大統領選挙 <input type="checkbox"/> 任期満了に伴う国会議員選挙 (比例代表+地域区)
国内に住民登録をしておらず 国内居所申告もしていない者 ⇒ 在外選挙人登録申請対象	<input type="checkbox"/> 大統領選挙 <input type="checkbox"/> 任期満了に伴う比例代表国会議員選挙

2011年11月13日から2012年2月11日までは

在外選挙人登録申請及び国外不在者申告期間です。

☞ 在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい!